

## 医療保険・介護保険参事会報告

令和6年2月20日（火）開催

左京歯科医師会ホームページでも載せさせて頂いております。

### ①指導等について

1/31日 新規指導 1件

### ②医療扶助におけるオンライン資格確認の導入について

オンライン資格確認ができる被保護者については、原則、紙の医療券等を発行しないこととなる。これ以外の被保護者（マイナンバーカードを保有していない被保護者等）に対しては、紙の医療券等を発行するので、従来どおり、紙の医療券等に基づき、資格確認を行う。

なお、医療機関等においてオンライン資格確認の環境が整備されていない場合についても、紙の医療券等を発行する。

#### \*補助金（助成金）の申請方法

1. ベンダーと契約する。
2. ベンダーに 73,000 円支払う。
3. 領収書を「PDF」でもらう。
4. オンライン資格確認に医療扶助を追加してもらう
5. 3月1日までに「医療機関等向け総合ポータルサイト」上で 54,000 円の助成金の申請をする。

#### 具体的には

「医療機関等向けポータルサイト」から「ログイン」します。

尚、オンライン資格確認の申し込みを书面でされた方は、後日支払基金から配布された番号が必要です。

そして、「医療機関等向け総合ポータルサイト」へ進みます。

そこから助成金を申請できます。

### ③被保険者資格の有効終了日等の表示について

一部のレセコンにおいて、オンライン資格確認等システムから資格確認結果が正しく返却されているにもかかわらず、医療機関等のレセコンにおいて有効終了日が空欄であった、または古い被保険者資格の有効終了日が表示されていたことにより、資格情報が古いと医療機関等が誤認し、患者に対し健康保険証の提示を求めたと考えられる事例が確認された。

これは、こうした仕様であるため、保険証の提示を求める必要はありません。そして、このような場合には、レセコンのシステム事業者へご相談ください。

④オンライン請求の書面による請求に関わる猶予提出書の提出に係る診査支払機関からのお願いについて

令和6年4月以降も書面による請求を行う場合は、届出要件を確認いただき、該当する場合は、支払基金・国保連合会へそれぞれ猶予届出書を必ずご提出ください。国保連合会もお忘れなきようにお願いします。2月29日までです！

⑤賃上げ等に関する診療報酬改定について

6月以降に新たに算定可能になる「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」に関してですが、今年の4月以降に従業員に対し昇給した割合をみて、点数が加算されるということです。今年1月からではありませんでした。

⑥連合会診査状況

1388.3点/件

左京保険参事  
祐森 善彰  
yumori.dc1984@gmail.com